

令和元年12月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第87号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第88号 亀山市一般職の任期付き職員の採用等に関す る条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	2
議案第89号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・	4
議案第90号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第91号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	7

件名	亀山市固定資産評価審査委員会 条例の一部を改正する条例	総合政策部 税務課
----	--------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」といいます。）により行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「行政手続オンライン化法」といいます。）が改正され、公布の日（令和元年5月31日）から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

本条例で引用する行政手続オンライン化法の題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル行政推進法」といいます。）に改められ、行政手続オンライン化法第3条第1項において規定されていた書面等により行うこととしている申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるとする規定が、デジタル行政推進法第6条第1項において改めて規定されたことから、関係する条項の整理を行います。

＜第7条関係＞

3 その他

施行日は、デジタル手続法の施行の日とします。

件名	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
----	----------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和元年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

《第1条による改正》

- (1) 特定任期付職員について、1号給の給料月額を1,000円引き上げます。 <第7条関係>

※特定任期付職員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者とその者が有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合において、任期を定めて採用された職員をいいます。

- (2) 特定任期付職員の令和元年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.05月引き上げます。 <第8条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	1.675月	<u>1.675月</u>	3.35月
改正後の支給月数	1.675月	<u>1.725月</u>	3.4月

《第2条による改正》

特定任期付職員の令和2年度以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の支給月数を0.025月引き下げます。

<第8条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和元年度)	<u>1.675月</u>	<u>1.725月</u>	3.4月
改正後の支給月数 (令和2年度から)	<u>1.7月</u>	<u>1.7月</u>	3.4月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条関係》

施行日は、公布の日とし、給料月額の上昇については平成31年4月1日から、期末手当の上昇については令和元年12月1日から適用することとします。

《第2条関係》

施行日は、令和2年4月1日とします。

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
----	---------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和元年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、令和元年8月7日の人事院勧告における給与勧告の主な事項は、次のとおりです。

- (1) 公務員給与と民間給与との較差を埋めるための月例給の額の引上げ
- (2) 勤勉手当の支給月数の引上げ
- (3) 住居手当の改定

2 改正内容

《第1条による改正》

(1) 勤勉手当の支給割合の改定 <第47条関係>

一般職の職員の令和元年度の勤勉手当について、12月期の支給月数を0.05月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	0.925月	<u>0.925月</u>	1.85月
改正後の支給月数	0.925月	<u>0.975月</u>	1.9月

(2) 給料表の改定 <別表関係>

給料月額を一定水準（平均0.1%）引き上げます。

《第2条による改正》

(1) 住居手当の改定 <第30条関係>

住居手当の支給対象となる家賃の額（月額）の下限を12,000円から16,000円に引き上げ、住居手当の額（月額）の上限を27,000円から28,000円に引き上げることなどにより、低い家賃を負担する職員の住居手当の額を引き下げ、高い家賃を負担する職員の住居手当の額を引き上げます。

(2) 勤勉手当の支給割合の改定 <第47条関係>

一般職の職員の令和2年度以降の勤勉手当について、6月期の支給月数を0.925月引き上げ、12月期の支給月数を0.975月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和元年度)	0.925月	0.975月	1.9月
改正後の支給月数 (令和2年度以後)	0.95月	0.95月	1.9月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

(1) 施行日等は、次のとおりとします。

《第1条関係》

施行日は、公布の日とし、給料表の改定については平成31年4月1日から、勤勉手当の支給割合の改定については令和元年12月1日から適用することとします。

《第2条関係》

施行日は、令和2年4月1日とします。

(2) 住居手当の額が月額2,000円を超える減額となる職員について、令和3年3月31日までの間、減額する額が月額2,000円を超えないようにする経過措置を設けます。

(参考)

一般職の職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
R1期末手当	1.3月	1.3月	2.6月
勤勉手当	0.925月	0.975月(0.925月)	1.9月(1.85月)
合計	2.225月	2.275月(2.225月)	4.5月(4.45月)
R2期末手当	1.3月	1.3月	2.6月
勤勉手当	0.95月(0.925月)	0.95月(0.925月)	1.9月(1.85月)
合計	2.25月(2.225月)	2.25月(2.225月)	4.5月(4.45月)

※()内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）により地方税法施行令が改正され、平成31年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>国民健康保険税の基礎課税額（医療分）の課税限度額を58万円から61万円に改めます。 <第2条及び第26条関係></p> <p>（参考）</p> <p>後期高齢者支援金等課税額の課税限度額（19万円）及び介護納付金課税額の課税限度額（16万円）については、改正を行いません。そのため、本改正により、国民健康保険税の課税額（基礎課税額＋後期高齢者支援金等課税額＋介護納付金課税額）の限度額は、現行の93万円から96万円になります。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和2年4月1日とし、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとします。</p>		

件名	亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	医療センター 病院総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地域包括ケアシステムを支える病床の充実を図るため、平成29年4月に開設した地域包括ケア病床（現在19床）につきましては、平成30年度の稼働率が92.2%と高く、今後もますます同病床の需要は増加していくことが見込まれます。</p> <p>このことから、令和2年4月から地域包括ケア病床を新たに8床増床し、計27床とするため、現在の一般病床の6人部屋2室（12床）を、厚生労働大臣が定める設置基準に適合させるために4人部屋2室（8床）に改修します。また、これに併せて、現在の化学療法室を一般病床の2人部屋1室（2床）に改修します。これらに伴い、合計病床数に変更が生じるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>病床数を92床から2床減らし、90床とします。 ＜第3条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和2年4月1日とします。</p>		